

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉

平戸市監査委員 松本 正治

第 1 監査の対象

公益財団法人 平戸市振興公社

第 2 監査の期間

平成 29 年 10 月 31 日から平成 29 年 11 月 1 日まで

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等（指定管理者）監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度、平成 28 年度事業のうち、平戸市から委託された事業の委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係者から説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
- ④ 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度、平成28年度の団体の事務うち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、所管部署にあつては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては、所管部署の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

【指導事項】

1. 事務局長の専決区分について

事務局長の専決事項については、「公益財団法人平戸市振興公社専決及び代決規程」第7条に規定されており、第11号では、支出負担行為の額については、50万円未満とされている。実態としては、給料、電気料など50万円を超える経費についても事務局長決裁で終わっているものが散見された。

平戸市事務決裁及び専決規程においても、課長の専決事項として給料、光熱水費などの経費の支出負担行為は全額できることとされているので、規程の改正も含め検討されたい。

【意見】

1. 電話加入権について

昭和46年取得200,000円（TEL57-0144）、平成9年取得74,984円（TEL57-0188）があるが、現在では、加入権としての実体がない。しかしながら現状では税法上電話加入権の評価損が認められていないので、今後の課題として検討されたい。

2. 物品の取り扱いについて

物品については、公益財団法人平戸市振興公社会計処理規程の第31条において、5万円以上10万円未満のものについては、物品台帳に記録することとされているが、文化センターのパソコン（10万円未満）について、台帳記録が確認できなかった。

また、会計処理規程では耐用年数1年以上の事務用器具、消耗品等で1個1組の取得価格が5万円以上10万円未満を物品としているが、支出科目では消耗品費として取り扱っている。しかしながら前述のとおり物品の定義もなされており、経理上でも消耗備品費などの費目として取り扱うことを検討されたい。

3. 減免申請について

各施設の減免許可については、各施設において申請書の受理、許可を行い、日報により報告されている状況であるが、申請書と日報が合致しないものが散見された。申請書の未提出と思われるので、確実に履行すること。

第6 所見

平戸市振興公社は、平成26年度に公益財団法人となり、公益事業の向上を目的として

事業の推進を図ってきた。

事業内容は7施設（平戸城、切支丹資料館、島の館、文化センター、総合運動公園、市民プール、たびら昆虫自然園、）の指定管理事業及び道の駅昆虫の里たびら管理運営事業、一般廃棄物収集事業、学校給食共同調理場管理運営事業を平戸市から受託している。

平成24年度以降の観光施設の利用状況をみると年度別に変化はあるものの、各施設ともに現状維持の状況にあるなか、平戸城はやや増加傾向となっている。また、主に市民を対象とした文化、スポーツ3施設の利用状況は現状維持乃至やや減少傾向である。しかしながら、各施設では独自の自主事業を積極的に開催しており、集客への努力が伺える。

法人（本部）会計を含めた公社の全事業会計では、収益事業から生じた利益を公益事業から生じた損失に補填したのち、平成27年度に1,858,242円、平成28年度に1,377,907円の黒字となっている。

一方、公益法人の内部留保については、国において「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度」として内部留保率は運用指針上、30%程度以下とされており、当公社はその要件を満たしているといえる。

また、公社職員の退職手当に関して、規程に基づく退職金の財源の一部を確保するため中小企業退職金共済制度に加入しているが、今後、定年退職者が増加することから財源の確保に留意されたい。

こうしたことから、当公社はいわゆる公益財団法人財務3基準を遵守し、公益及び収益事業を通して市民生活及び文化・スポーツ活動に寄与するとともに観光事業の一翼を担うことで、まさに公益財団としての役割を果たしていると思われる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の

議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。